

令和3年度広島県立総合体育館専用利用の 随時受付について

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）専用利用の随時受付については、次のとおりです。

1 受付の対象施設等（下表に該当しない利用については、下記の＜参考＞をご覧ください。）

| No. | 対象施設 | 利用要件等 |
|-----|---|--------------|
| 1 | 大アリーナ・小アリーナ・弓道場 柔道場（1／2面利用以上）・剣道場（1／2面利用以上） 会議室（大・中・小会議室），ミーティングルーム | 連続して4時間以上の利用 |
| 2 | プール | |

2 受付方法

2月1日（月）以降，随時受付となります。

受付窓口（総合受付）で専用利用計画書を受け付けるほか，次によります。

- ① 電話で施設の利用状況（空き状況）をお問い合わせください。
- ② 電話で専用利用計画の仮受付を行います。
- ③ その後，専用利用計画書を提出していただきます。
- ④ 専用利用計画書を受理後，利用内定の可否について文書で回答します。

3 提出先／問い合わせ先

広島県立総合体育館（〒730-0011 広島市中区基町 4-1）

電話（082）228-1111（代） FAX（082）228-4992（受付時間は9時から20時まで）

<http://www.sports.pref.hiroshima.jp/>

4 その他

令和3年3月1日（月）は，施設整備等のため，施設のご利用及び受付対応ができかねますので，ご理解の上，別の日にお問い合わせください。

＜参考＞

上記に該当しない利用（個人利用を除く。）については，次のとおりです。

- 1 会議室・ミーティングルームを4時間未満でご利用の場合は，利用開始日の属する月の前々月の1日から随時受け付けます。
- 2 会議室・ミーティングルーム以外の利用
 - (1) 月間調整
利用日の属する月の前月の1日から10日までの間，区分利用希望届を受け付けます。
受付窓口（総合受付）にお越しくください。（電話による受付には応じません。）
 - (2) 月間調整後
利用日の属する月の前月の16日以降に随時，受け付けます。
電話で施設の利用状況（空き状況）をお問い合わせください。

なお，令和3年度の施設整備日等については，ホームページ及び館内の案内をご覧ください。